

# 香川県報



号外 6

平成 17 年

12月20日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

## 規 則

●香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則（環境管理課） 一

## 規 則

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第二百十号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成十七年香川県条例第五十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（アスベスト吹付け材）

第二条 条例第二条第一号の規則で定めるアスベストを含有する吹付け材は、アスベストをその重量の一パーセントを超えて含有するものとする。

（アスベストを含有する保温材等）

第三条 条例第二条第二号の規則で定めるアスベストを含有する保温材等は、別表第一に掲げるものであって、かつ、アスベストをその重量の一パーセントを超えて含有するものとする。

（アスベスト含有材料が使用されている工作物等）

第四条 条例第二条第三号イの規則で定める工作物等は、煙突とする。

（作業基準）

第五条 条例第八条の規則で定める作業基準は、別表第二の上欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（アスベスト排出等作業の実施の届出）

第六条 条例第九条第一項及び第二項の規定による届出は、アスベスト排出等作業実施届出書（第一号様式）により行わなければならない。

2 条例第九条第三項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 二 アスベスト排出等作業の工程を明示した解体等工事の工程の概要
- 三 注文者の氏名又は名称
- 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 五 下請負人がアスベスト排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（アスベスト排出等作業の表示）

第七条 条例第十五条の規則で定める様式は、第二号様式のとおりとし、解体等工事を実施する者は、アスベスト排出等作業の実施の期間中これを表示しなければならない。

（廃棄の届出）

第八条 条例第十六条の規定による届出は、アスベスト含有材料の廃棄届出書（第三号様式）により行わなければならない。

（アスベスト吹付け材を使用する建築物の届出）

第九条 条例第十七条の規定による届出は、アスベスト吹付け材使用状況届出書（第四号様式）により行わなければならない。

（多数の者が使用する建築物の届出）

第十条 条例第十八条第一項に規定にする多数の者の使用又は利用に供される建築物は、別表第三に掲げるもので、かつ、平成十七年九月三十日までに建築工事が竣工したものであるものとする。

2 条例第十八条第一項の規定による届出は、多数の者が使用する建築物のアスベスト吹付け材使用状況届出書（第五号様式）により、平成十八年九月三十日までに行わなければならない。

(台帳の記載事項)

- 第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める台帳の記載事項は、次に掲げるものとする。
- 一 建築物の名称及び所在地
  - 二 建築物の所有者の住所、氏名及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、連絡先及び代表者の氏名）
  - 三 アスベスト吹付け材の使用箇所及び使用面積並びに建築物の建築時期
  - 四 アスベスト吹付け材の種類及び含有されているアスベストの種類
  - 五 飛散防止措置の施工の有無

第十二条 条例第二十三条第二項の身分を示す証明書は、第六号様式によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十条まで及び第十二条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

アスベスト含有保温材	アスベスト保温材、けいそう土保温材、パライト保温材、けい酸カルシウム保温材、ひる石保温材
アスベスト耐火被覆材	耐火被覆板、けい酸カルシウム耐火被覆板（第二種）
アスベスト含有断熱材	屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材

別表第二（第五条関係）

<p>一 条例第二条第三号イに掲げる作業（二の項又は三の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されているアスベスト含有材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ アスベスト含有材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 八一二二に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p>
--	--

<p>二 条例第二条第三号イに掲げる作業のうち、アスベストを含有する保温材等を除去する作業であつて、アスベストを含有する保温材等ををかき落とし、切断又は破碎をせずに除去するもの（三の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>ハ 除去するアスベスト含有材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ アスベスト含有材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、アスベスト含有材料を除去した部分にアスベストの粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内のアスベストの粉じんを処理すること。</p>
<p>三 条例第二条第三号イに掲げる作業のうち、あらかじめアスベスト含有材料を除去することが著しく困難なもの</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
<p>四 条例第二条第三号ロに掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されているアスベスト含有材料を除去し、若しくは囲い込み若しくは封じ込めを行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ アスベスト含有材料を除去する場合（ロの場合を除く。）には、一の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守すること。</p>

別表第三（第十条関係）

用途	規模
<p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場</p> <p>二 ホテル、旅館、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、寄宿舎、下宿、共同住宅（賃貸住宅に限る。）又は入所施設を有する児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム若しくは母子保健施設</p> <p>三 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、公衆浴場、キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、</p>	<p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上のもの</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が六百平方メートル以上のもの</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上</p>
<p>四 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p> <p>五 事務所</p>	<p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの</p> <p>階数が五以上で延べ床面積が二千平方メートル以上のもの</p>
<p>ロ アスベストを含有する保温材等をかき落とし、切断又は破砕をせずに除去する場合には、二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ハ アスベスト含有材料を囲い込み、又は封じ込める場合には、アスベスト含有材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合には、当該アスベスト含有材料を除去すること。</p>	<p>バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店、工場、車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降若しくは待合の用に供するもの又は自動車車庫その他の自動車若しくは自転車の停留若しくは駐車のための施設</p> <p>のもの</p>

アスベスト排出等作業実施届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印  
（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
電話番号

アスベスト排出等作業を実施するので、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
アスベスト排出等作業の種類	香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則別表第2		
	<input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 保温材等かき落とし等有 <input type="checkbox"/> 保温材等かき落とし等無	<input type="checkbox"/> 解体作業 <input type="checkbox"/> アスベスト含有材料の事前除去が著しく困難な解体作業 <input type="checkbox"/> 改造・補修作業 (件)	
アスベスト排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受付年月日	
アスベスト含有材料の種類		※審査結果	
アスベスト含有材料の使用箇所	見取図のとおり		
アスベスト含有材料の使用面積	m <sup>2</sup>		
アスベスト排出等作業の方法	別紙のとおり		
参考事項	アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 耐火、 <input type="checkbox"/> 準耐火 延べ面積 m <sup>2</sup> (階建て)	※備考
	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号
	下請負人がアスベスト排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号

- 注 1 □については、該当するものに「✓」を記入し、必要な事項を記載してください。  
 2 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。  
 3 アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付してください。見取図には、主要寸法及びアスベスト含有材料の使用箇所を記載してください。  
 4 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則第6条第2項第1号に規定する事項のうちアスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。  
 5 ※印の欄には、記載しないでください。  
 6 見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とします。  
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。





第3号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

## アスベスト含有材料の廃棄届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

アスベスト排出等作業の実施に伴いアスベスト含有材料を廃棄するので、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体等工事の場所		(解体等工事の名称)	
アスベスト排出等作業の実施の期間		自 年 月 日	至 年 月 日
廃棄するアスベスト含有材料	番号	種類	予定処分方法
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
委託予定廃棄物処理業者		取扱番号	備考
(収集運搬業者1) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(収集運搬業者2) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(最終処分業者等1) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(最終処分業者等2) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			

- 注 1 養生シート、作業着等作業現場で使用したもので廃棄するものについても記載してください。
- 2 取扱番号の欄は、廃棄するアスベスト含有材料の欄の番号で該当するものを記載してください。
- 3 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 4 別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

アスベスト吹付け材使用状況届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 印  
（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
電話番号

建築物のアスベスト吹付け材の使用状況について、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

必ず記載してください。	建築物の名称及び所在地				
	建築物の所有者		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
	建築物の管理者		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
	建築物の使用者		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
	建築物の概要	用途	<input type="checkbox"/> 学校、 <input type="checkbox"/> 病院、 <input type="checkbox"/> 百貨店、 <input type="checkbox"/> 店舗、 <input type="checkbox"/> 事務所、 <input type="checkbox"/> 工場、 <input type="checkbox"/> 共同住宅、 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋造、 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造、 <input type="checkbox"/> 鉄骨造、 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年建築 ----- <input type="checkbox"/> 耐火、 <input type="checkbox"/> 準耐火 延べ床面積 m <sup>2</sup> 階建て		
	アスベスト吹付け材の種類				
アスベスト吹付け材の使用箇所、使用面積及び露出の有無		m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 露出、 <input type="checkbox"/> 非露出	劣化の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
飛散防止措置の施工の有無及び飛散防止措置の種類		<input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 除去、 <input type="checkbox"/> 囲い込み、 <input type="checkbox"/> 封じ込め、 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
わかる範囲で記載してください。	アスベスト吹付け材に含有されているアスベストの種類及び含有率		%		
	アスベストの粉じんの排出若しくは飛散又はそのおそれの有無				
備考					

- 注 1 については、該当するものに「√」を記入し、必要な事項を記載してください。  
 2 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。  
 3 別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式 (第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

多数の者が使用する建築物の  
アスベスト吹付け材使用状況届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号

建築物のアスベスト吹付け材の使用状況について、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

必ず記載してください。	建築物の名称及び所在地				
	建築物の所有者		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
	建築物の管理者		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
	建築物の使用者		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
	建築物の概要	用途	<input type="checkbox"/> 学校、 <input type="checkbox"/> 病院、 <input type="checkbox"/> 百貨店、 <input type="checkbox"/> 店舗、 <input type="checkbox"/> 事務所、 <input type="checkbox"/> 工場、 <input type="checkbox"/> 共同住宅、 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋造、 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造、 <input type="checkbox"/> 鉄骨造、 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年建築 ----- <input type="checkbox"/> 耐火、 <input type="checkbox"/> 準耐火 延べ床面積 m <sup>2</sup> 階建て		
	アスベスト吹付け材の使用の有無及び使用されている場合その種類		使用の有無： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 種類：		
	アスベスト吹付け材の使用箇所、使用面積及び露出の有無		m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 露出、 <input type="checkbox"/> 非露出	劣化の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
飛散防止措置の施工の有無及び飛散防止措置の種類		<input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 除去、 <input type="checkbox"/> 囲い込み、 <input type="checkbox"/> 封じ込め、 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
わかる範囲で記載してください。	アスベスト吹付け材に含有されているアスベストの種類及び含有率				
	アスベストの粉じんの排出若しくは飛散又はそのおそれの有無				
備考					

- 注 1 については、該当するものに「」を記入し、必要な事項を記載してください。  
 2 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。  
 3 別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式(第12条関係)

(表面)

12センチメートル

第 号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例  
第23条第2項の規定による身分証明書

所属名  
職名及び氏名

年 月 日生  
年 月 日発行

香川県知事 印

8センチメートル

(裏面)

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(抜粋)  
(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事の場所、解体等工事を施行する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

